

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年5月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500029号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500001号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年1月4日から昭和35年12月21日に訂正し、昭和35年12月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和35年12月21日から昭和36年1月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和35年12月21日から昭和36年1月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和35年12月21日から昭和36年1月4日まで

私は、昭和35年9月21日から昭和40年10月18日までA社（現在は、C社）に勤務した。請求期間は、同社B工場が操業を開始した時期で、私は、同社B工場の操業開始に合わせて、同社の本社にあった工場から同社B工場に転勤となった。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、請求者がA社に継続して勤務し（同社から同社B工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、請求者と同様にA社から同社B工場へ異動した同僚の証言から、昭和35年12月21日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額は、請求者のA社B工場における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、昭和35年12月21日から昭和36年1月4日までの期間について、事業主が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得年月日が昭和36年1月4日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和35年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者に係る請求期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500036 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500002 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から昭和 49 年 11 月頃まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険に加入していたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社に勤務していたと陳述しているが、請求者が記憶している複数の同僚に照会したところ、回答があった同僚は、いずれも同社に勤務していないと回答しており、請求者の勤務実態を確認することができない。

また、請求者が記憶している全ての同僚のA社における厚生年金保険の記録が確認できない上、事業主は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所の届出を行っておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していないと陳述している。

さらに、オンライン記録から、請求者は、昭和 44 年 1 月から昭和 49 年 10 月まで国民年金の申請免除の期間となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500026号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年9月1日から平成3年8月31日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者記録（平成2年9月1日から平成3年8月31日まで）が遡及訂正されて、被保険者資格喪失日が平成2年9月1日となっている。会社の破産申立手続を担当した弁護士の名刺等を提出するので、調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成2年9月1日となっているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなつた日（平成3年8月31日）より後の平成3年10月14日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、請求者は、請求期間当時は取締役であったことが確認できる上、請求者の「会社の経理は自身が行っており、代表者印や手形の管理は自分で行っていた。」との陳述や同社の関係者の陳述から、同社の登記簿上の代表取締役は請求期間当時の請求者の妻ではあるが、請求期間当時の実質的な事業主は請求者であったと考えられる。

また、請求者は、「A社の倒産（地方裁判所の破産宣告は平成3年12月＊日）後の会社の清算手続を長男に任せて家を出た。」と陳述しており、当該処理に関して、社会保険事務所（当時）が、実質的な事業主であった請求者の関与を全く受けずに、無断で処理を行つたものとは考え難い。

さらに、請求者は、「会社の全資料は弁護士に提出した。私は、参考になる物は全無である。」として、弁護士の名刺（写し）を提出しているが、当該弁護士とされる人物は、「現在は、弁護士を辞めており、A社の書類を所持していない。」と回答しているほか、請求者は、B税理士事務所の電話番号等を記したメモを提出しているが、当該電話番号は、現在、別の税理士事務所のものとなっており、当該税理士事務所は、B氏は既に死亡していると陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、会社の業務を執行する責任を負っている実質的な事業主として自らの厚生年金保険の資格喪失に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、請求者の資格喪失に係る記録の訂正を認めることはできない。